

寄居町駅自由通路内有料広告掲示取扱要綱

制定 平成18年12月 1日 告示第172号

改正 平成25年 7月 1日 告示第126号

平成29年 3月31日 告示第 74号

(趣旨)

第1条 この告示は、町が寄居町駅自由通路（以下「駅自由通路」という。）内に掲示又は展示（以下「掲示」という。）する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、寄居町行政財産の使用料に関する条例（平成6年寄居町条例第9号）及び寄居町財産規則（平成18年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(掲示場所)

第2条 広告を掲示することができる場所（以下「掲示場所」という。）は、町が管理する駅自由通路内で町が指定した場所とする。

(掲示の基準)

第3条 掲示できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (4) 貸金業の規則等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの
- (6) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (7) その他掲示する広告として妥当でないと町長が認めるもの

(広告の掲示順序)

第4条 広告を掲示する優先順位は、次の順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類する者の広告
- (2) 法人その他の団体（前号を除く。）及び事業を営む個人で、町内に本社、支店、営業所、店舗を有するもの広告
- (3) 前2号に該当しない者の広告

(広告の規格、枠数、使用料等)

第5条 広告の規格、枠数、使用料その他掲示に必要な事項は、別表のとおりとする。

(広告掲示希望者の募集)

第6条 町長は、広報よりい及び町公式ホームページにより広告の掲示希望者を公募するものとする。

2 前項にかかわらず、町長は、必要に応じて個別に広告掲示の案内をすることができる。

(広告掲示の申請)

第7条 広告の掲示希望者は、規則第16条に規定する行政財産使用許可申請書(以下「申請書」という。)及び寄居町駅自由通路内有料広告掲示申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に掲示しようとする広告見本を添えて、町長に申請しなければならない。

2 町長は、申請書及び申込書の提出者(以下「申込者」という。)に対して、審査に必要な資料の提出を求めることができる。

(広告掲示の許可決定)

第8条 町長は、申請書及び申込書の提出があったときは、規則に規定する行政財産の使用許可の手續に従い、寄居町有料広告掲載取扱要綱(平成18年告示第171号)第9条に規定する寄居町広告選定委員会による審査を経て、当該公告の掲示の許可を決定するものとする。

2 町税の滞納が確認されたときは掲示を許可しない。ただし、申請者が滞納分を完納したときは、この限りではない。

3 第1項に規定する広告掲示の許可の決定を行うにあたり、同一広告募集枠に、第4条に規定する掲示の順位を同じくする複数の掲示の申請があったときは、抽選により決定するものとする。

4 町長は、広告掲示の許可を決定したときは、その結果を申請者に規則第16条に規定する行政財産使用許可書及び寄居町駅自由通路内有料広告決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。ただし、広告掲示を許可しないときは、寄居町駅自由通路内有料広告決定通知書により通知するものとする。

(使用料の納付)

第9条 前条の規定により広告掲示の許可を受けた者(以下「広告主」という。)は、使用料を町長の指定する期日までに納付するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の作成経費は、広告主の負担とする。

(許可の取消し)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲示許可を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに使用料を納付しなかったとき。

(2) 広告主又は広告内容が不相当と判明したとき。

(3) 駅自由通路の管理上支障があるとき。

2 町長は、前項の規定により広告掲示許可を取り消したとき、広告主に損害が発生しても、その損害は賠償しない。

(賠償の免責)

第12条 町長は、広告の破損、汚損及び滅失等について広告主にその損害を賠償しない。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

種 類	規 格		枠数	単位	金 額	備 考
掲示板	ポスター、横断幕等	縦 1,080mm×横 740mm 以内	6 枠	月額	1 枠につき 5,000 円	
		縦 1,080mm×横 740mm 以内	4 枠	月額	1 枠につき 5,000 円	連続 2 枠 使用可
		縦 580mm×横 950mm 以内	6 枠	月額	1 枠につき 5,000 円	連続 3 枠 使用可
		縦 830mm×横 950mm 以内	3 枠	月額	1 枠につき 5,000 円	連続 3 枠 使用可
展示ケース	ポスター等	縦 830mm×横 650mm 以内	2 枠	月額	1 枠につき 5,000 円	
	展示見本等	幅 350mm×奥行 380mm×高さ 300mm 以内	6 枠	月額	1 枠につき 5,000 円	連続 2 枠 使用可

ただし、町の担当課(局・班)からの申請については、使用料を免除することができるものとする。